

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 (省略)</p> <p>第 2 章 (省略)</p> <p>第 3 章 (省略)</p> <p>第 4 章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》関係 ○ 租特法第91条の2《<u>都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税</u>》関係 <p>第 3 章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2 (1) (省略)</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線</p>	<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 (同左)</p> <p>第 2 章 (同左)</p> <p>第 3 章 (同左)</p> <p>第 4 章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》関係 ○ 租特法第91条の2《<u>約束手形に係る印紙税の税率等の特例</u>》関係 <p>第 3 章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2 (1) (同左)</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線</p>

改正後	改正前
<p>のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線及び同項第4号に規定する離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（以下、併せて「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p>	<p>のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線（以下「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p>
<p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p> <p>4-1 原則（租特法90の9①）</p> <p>離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち運輸省告示で指定された路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>図（省略）</p> <p>（注）「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。</p>	<p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p> <p>4-1 原則（租特法90の9①）</p> <p>離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち運輸省告示で指定された路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>図（同左）</p> <p>（注）「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="125 244 607 276">第4章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p data-bbox="152 328 1104 443">租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》及び第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付に係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p data-bbox="141 499 757 531">(無利息で行う学資としての資金の貸付けの範囲)</p> <p data-bbox="136 544 1097 786">5 学資資金の貸付け（租特法第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》に規定する「無利息で行う学資としての資金の貸付け」をいう。以下同じ。）の債務者は、同条に規定する生徒又は学生に限られ、保護者など生徒等本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除く。）は、同条の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p data-bbox="1133 244 1615 276">第4章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p data-bbox="1160 328 2112 443">租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》及び第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付に係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p data-bbox="1149 499 2101 531">(高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けの範囲)</p> <p data-bbox="1140 544 2105 831">5 学資資金の貸付け（租特法第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》に規定する「<u>高等学校等の生徒に対して</u>無利息で行う学資としての資金の貸付け」をいう。以下同じ。）の債務者は、同条に規定する生徒に限られ、保護者など生徒本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除く。）は、同条の規定の適用はないことに留意する。</p>